

健康起因事故発生状況と 健康起因事故防止のための取組

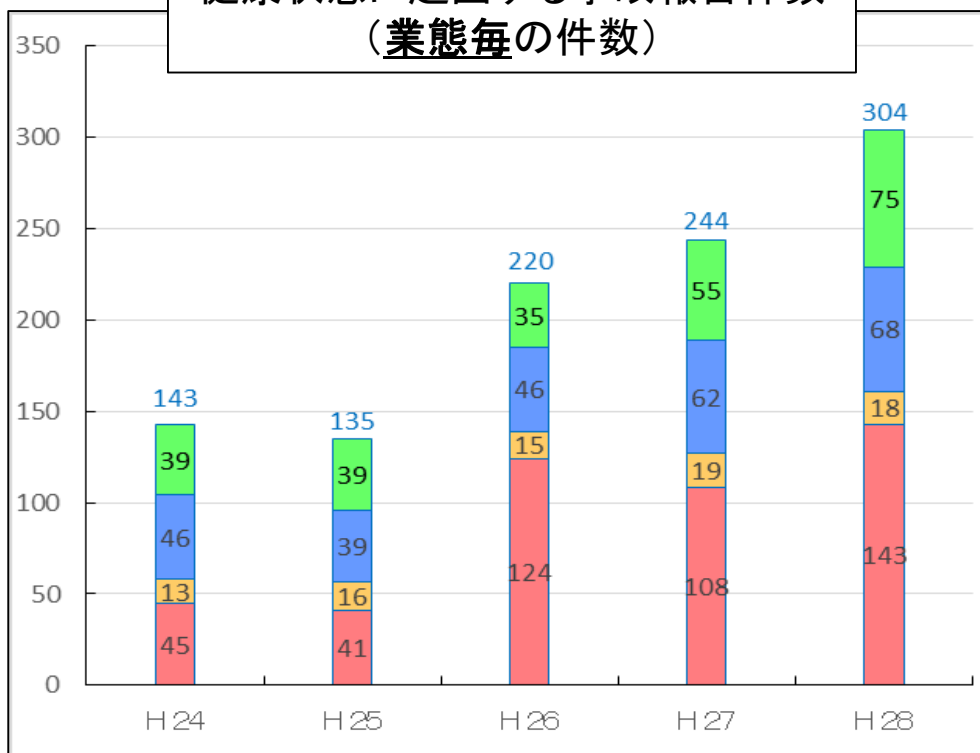
国土交通省 自動車局
安全政策課

運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

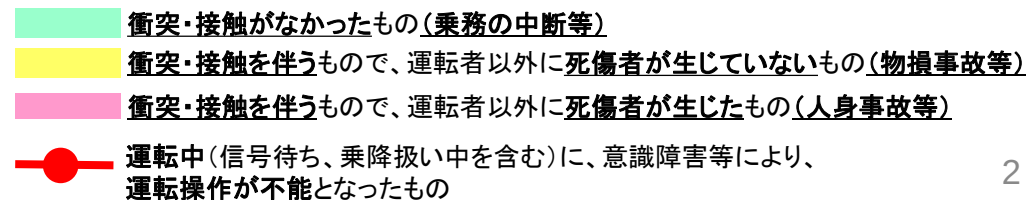
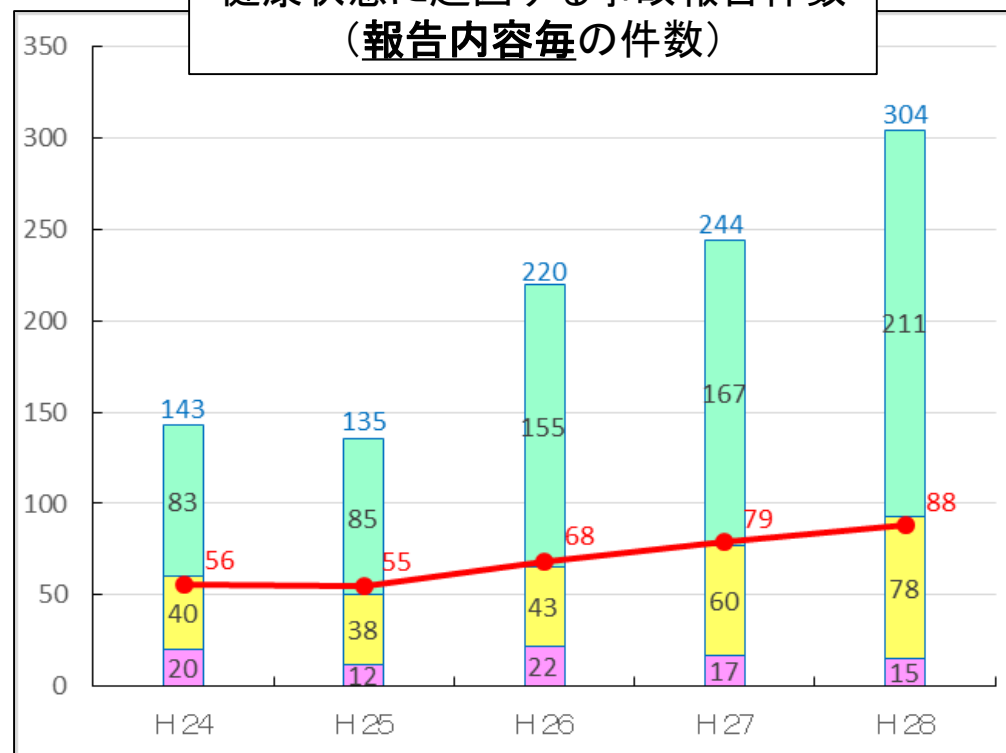
○運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し、増加傾向にある。

○運行の中断等、交通事故に至らなかったものが大半を占めるが、約3割が運転中に操作不能となった事案であり、増加傾向となっている。

健康状態に起因する事故報告件数
(業態毎の件数)

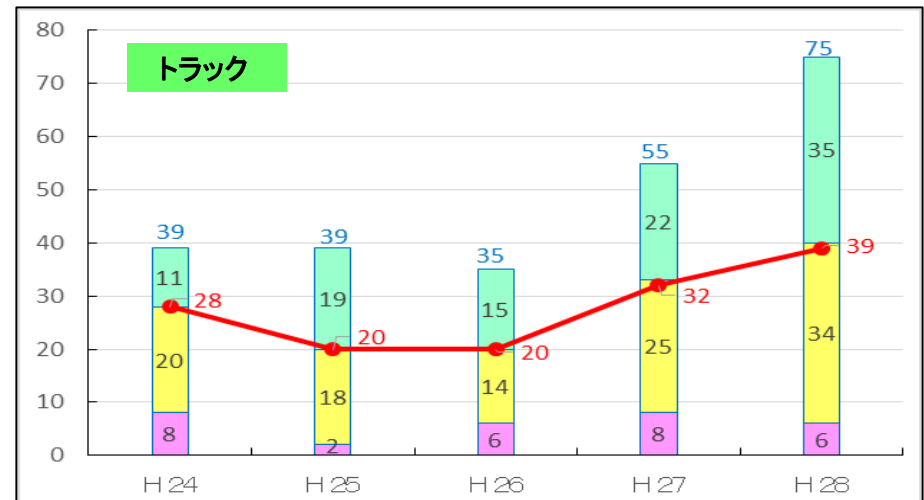
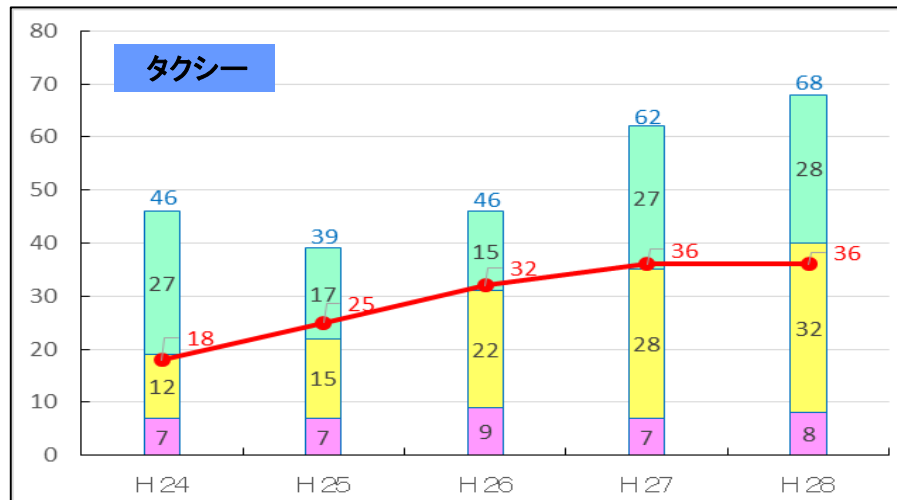
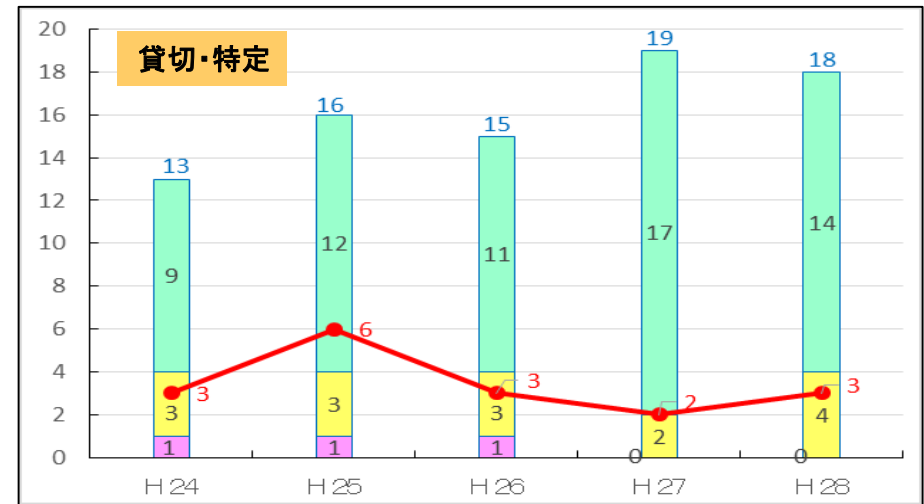
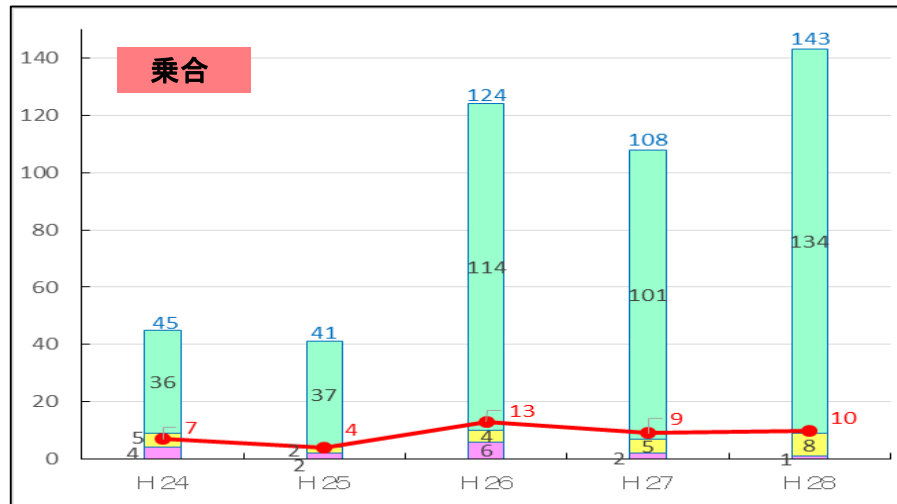


健康状態に起因する事故報告件数
(報告内容毎の件数)



運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

業態別の健康状態に起因する事故報告件数(報告内容毎の件数)



- 衝突・接触がなかったもの(乗務の中断等)
- 衝突・接触を伴うもので、運転者以外に死傷者が生じていないもの(物損事故等)
- 衝突・接触を伴うもので、運転者以外に死傷者が生じたもの(人身事故等)

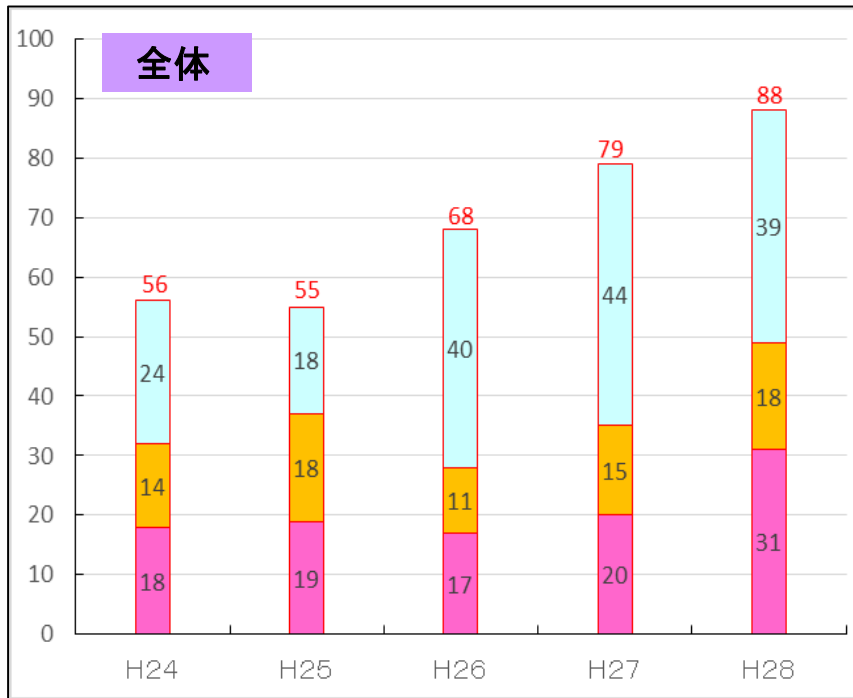


運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、運転操作が不能となったもの

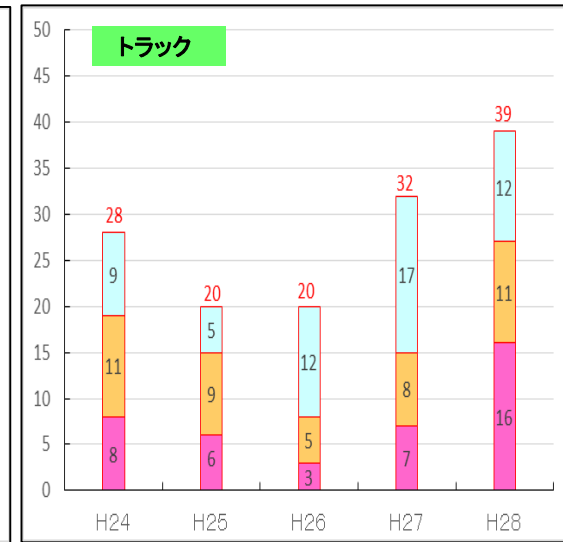
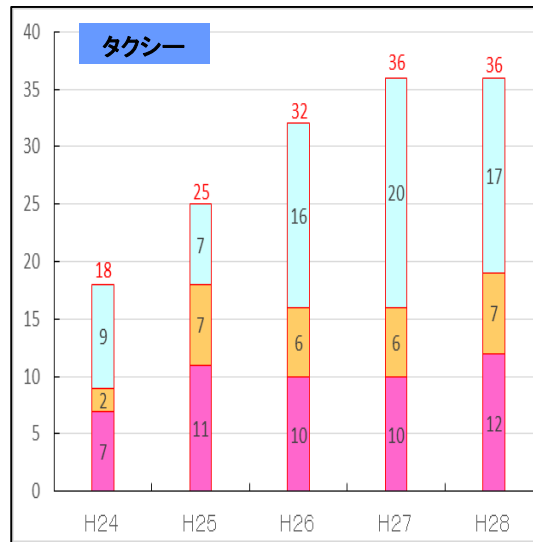
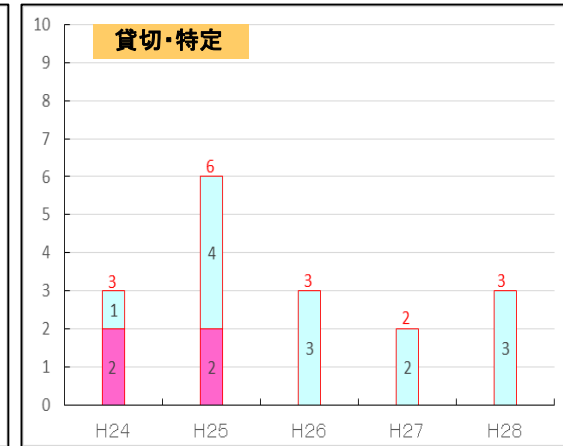
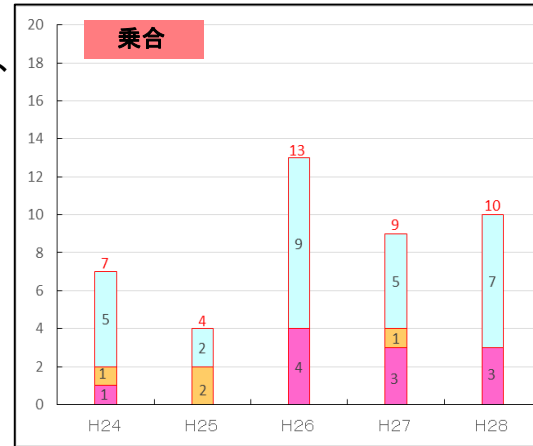
運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

運転中の操作不能事案(※)の脳・心疾患の割合

※ 運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、**運転操作が不能**となった事案の報告件数



■ その他
■ 心臓疾患
■ 脳疾患

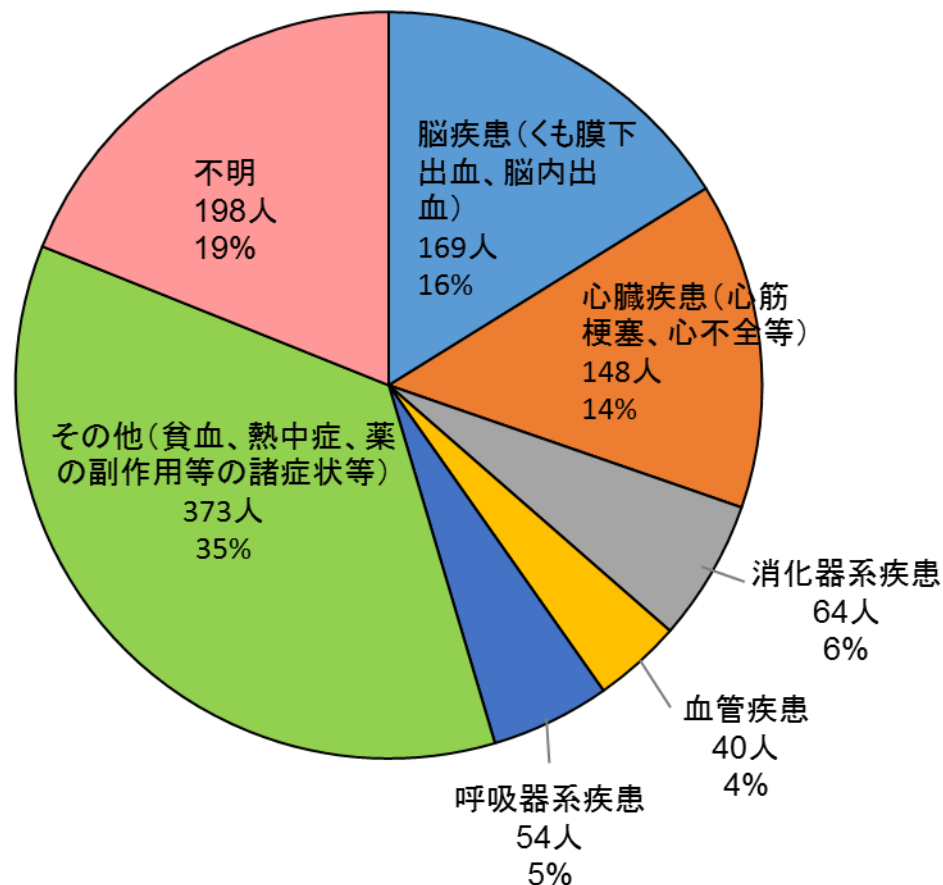


健康起因事故の疾病別の内訳(平成24～28年)

○過去5年間で健康起因事故を起こした運転者1,046人のうち脳疾患が16%、心臓疾患が14%を占める。
○うち、死亡した運転者196人の疾病別内訳は、心臓疾患が50%、脳疾患が15%を占める。

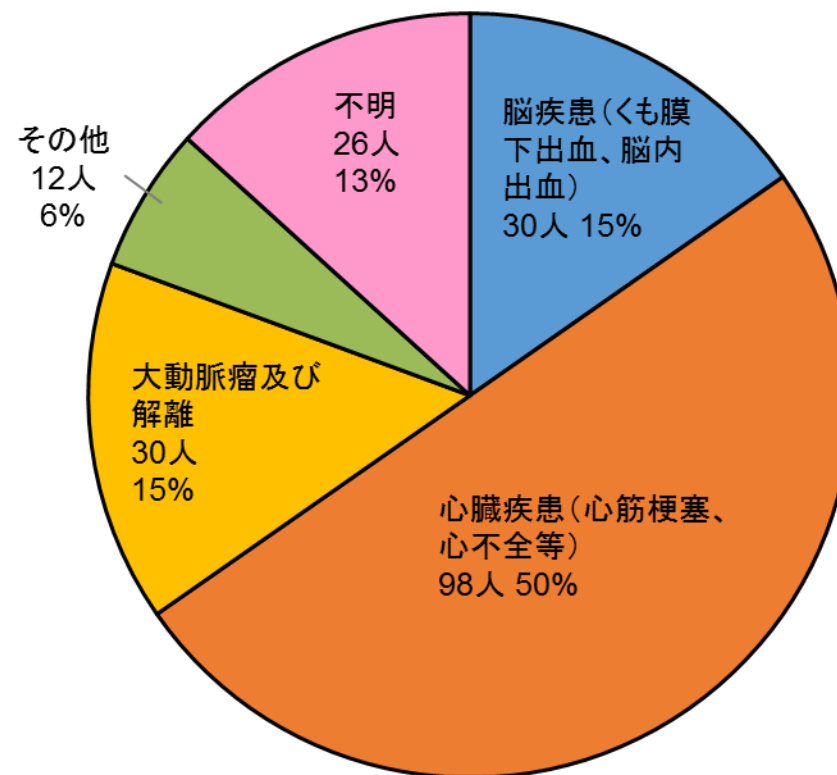
健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳
(平成24～28年)

計1,046人



健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳
(平成24～28年)

計196人



「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の概要

健康管理マニュアルの主な内容

1. 運転者の健康状態の把握

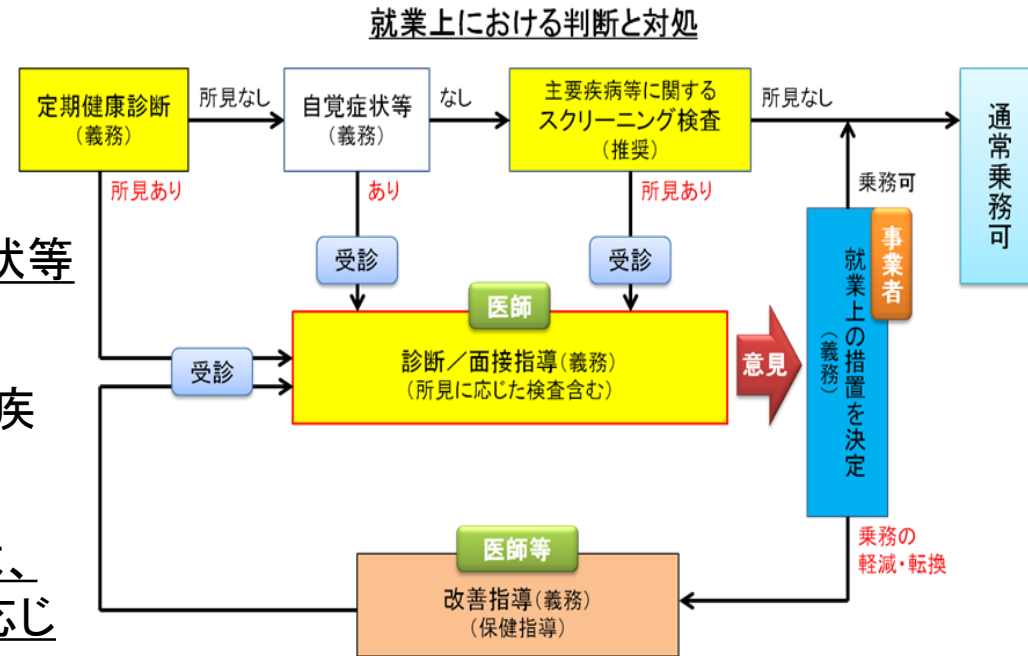
- I 定期健康診断による疾病の把握
- II 一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等による疾病の把握
- III 脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査（推奨）

※ I ~ III において異常所見等がある場合には、医師の診断や面接指導、必要に応じて所見に応じた検査を受診させ、医師の意見を聴取

2. 就業上の措置の決定

- IV 医師の意見を踏まえ就業上の措置の決定
- V 医師等による改善指導

3. 判断目安に基づく乗務前・中の判断・対処



【主要疾病に関するスクリーニング検査】

- 人間ドック
- 脳ドック（MRIとMRAを用いた簡易検査もある）
- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査
- 心疾患に係る検査（ホルター心電図検査等）

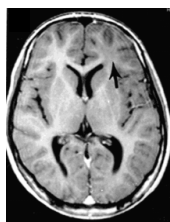
- 事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル(平成26年4月改訂)において、脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査について受診を推奨している。
- また、業界団体においても、脳疾患や心疾患、睡眠時無呼吸症候群(SAS)などの主要疾病のスクリーニング検査の受診に対する補助を実施している。

脳ドック

- ◆ MRIやMRA、CTなどの画像検査により、無症候又は未発達の脳血管疾患を発見
- ◆ MRIとMRAの2項目だけを行う簡易検査もある



MRI検査



脳MRI画像



脳MRA画像

人間ドック

- ◆ 生活習慣病の予防や疾病の早期把握などを目的とした総合的な健康診断



SASに関する検査

- ◆ 睡眠時の血中酸素量や呼吸数をモニタリングし、SASの早期発見に寄与する



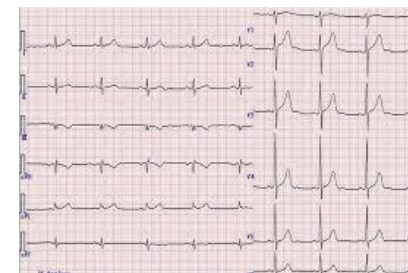
パルスオキシメトリ検査



フローセンサ検査

心疾患に関する検査

- ◆ ホルター心電図検査等を含む必要な心電図検査の受診を推奨



(平成28年2月24日開催
 運転従事者の健康と安全を守るための
 脳MRI健診推進超党派議員連盟より)

【運転者への健康起因事故対策状況】

	脳MRI健診	睡眠時無呼吸 症候群(SAS)	心臓ドック	人間ドック
国土交通省推奨の有無	○	○	○	○
ガイドラインの有無	×	○	×	×

○事業者へのアンケート
 ○有識者・事業者ヒアリング
 を通した実態調査



○医学的知見を得るため調
 査研究を実施
 ○治療等の有効性を検証



○脳MRI検診の受診から治
 療、職場復帰までの
 ・ガイドライン等の作成
 ・普及啓発活動



疾病運転の防止

※ 下線部は本資料用に付したのもの

道路運送法 第27条 第2項

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

貨物自動車運送事業法 第17条 第2項

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

平成28年12月16日公布 平成29年1月16日施行

第192回国会 衆議院国土交通委員会(平成28年12月2日)

運転者への健康起因事故対策に関する件

政府は、運転者の健康に起因する体調急変等による事故を未然に防止するため、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 脳ドック、心臓ドックなど、広く健康起因事故対策に必要なスクリーニング検査について、医学的知見を踏まえた調査研究を実施し、疾病運転により安全な運転ができないおそれがある状態の明確化を図った上で、検査の結果に応じて事業者として取るべき対応を含んだガイドラインを作成すること。
- 二 右ガイドライン作成後、当該ガイドラインの活用を促進することによって、事業者による自主的なスクリーニング検査の導入拡大に取り組むこと。
- 三 これらの対応を行った後、スクリーニング検査の普及状況、事業者負担・事業者支援の見通し、業界を取り巻く社会情勢などを適切に見極めた上で、更に必要となる措置を検討すること。
- 四 道路運送事業者が疾病運転の防止のための措置を講ずる際、障害者がタクシー運転者等として広く従事している現状を踏まえ、これらの者の職業選択の幅を狭めることがないよう事業者への指導等に努めること。
- 五 本法施行後三年を目途に、疾病運転の防止措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。